

## 5章 資料篇

### 5-1. 小山ブランド創生協議会設置要綱

#### 小山ブランド創生協議会設置要綱

平成14年4月25日

規程第24号

(設置)

第1条 豊かな自然と高い技術のもとに生産される小山産品、観光資源等をブランド化し、内外にその浸透を図る等、小山ブランド創生を推進するため、小山ブランド創生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査検討するものとする。

- (1) 小山ブランド創生の計画策定に関すること。
- (2) 小山ブランド創生のためのブランド開発・選定及び施設整備・支援に関すること。
- (3) 小山ブランド創生に係る広報活動、情報交換、要望活動等に関すること。
- (4) その他小山ブランド創生推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者の中から市長が委嘱した者とする。

- (1) 市議会の代表
- (2) 小山市農業委員会の委員
- (3) 小山農業協同組合の役員
- (4) 小山市商工会議所商工会協議会の役員
- (5) 小山市観光協会の役員
- (6) 小山市文化協会の役員
- (7) 市民の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(会長の職務等)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(参与)

第7条 協議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会運営のため必要な事項及び協議会の付託事項について調査、検討する。
- 3 幹事会の幹事は、副市長、第3条第2項第3号から第6号までに掲げる団体及び小山青年会議所から推薦を受けた者、学識経験を有する者並びに市民の代表をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事の互選により幹事長を置き、幹事長は、幹事会を総括する。

(部会)

第9条 協議会にブランド選定部会、PR部会及び施設整備・支援部会の3部会を置く。

- 2 部会は、専門の事項について調査、検討する。
- 3 部会の部員は、前条の幹事の属する団体から推薦を受けた者、市職員及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 部会は、部員の互選により部会長を置き、部会長は、部会を総括する。

5 部会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

(会議の開催)

第10条 協議会、幹事会及び部会は、会長が招集する。

2 協議会、幹事会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、産業観光部商業観光課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規程第28号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規程第2号) 抄

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月2日規程第36号)

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第15号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月8日規程第25号)

この規程は、平成30年6月8日から施行する。

## 5-2. 小山ブランド推進委員会規約

### 小山ブランド推進委員会規約

#### (名称)

第1条 本会は、小山ブランド推進委員会(以下「推進委員会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 推進委員会は、市内等においてイベント等を開催すること等により、ブランド化された小山産品、観光資源等の内外への浸透を図り、もって小山ブランドを推進することを目的とする。

#### (組織)

第3条 推進委員会は、小山市、小山市自治会連合会、小山市農業委員会、小山農業協同組合、小山市土地改良推進協議会、小山市商工会議所商工会協議会、小山市観光協会、小山市文化協会等をもって組織する。

#### (事業)

第4条 推進委員会は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 小山ブランド推進に係るイベント等の開催に関すること。
- (2) 小山ブランド推進に係る広報活動、情報交換、要望活動等に関すること。
- (3) 小山ブランド推進に係るブランド開発・選定及び施設整備・支援に関すること。
- (4) その他小山ブランド推進のために必要な事項

#### (委員)

第5条 推進委員会に委員を置く。

- 2 委員は、推進委員会を構成する団体から推薦を受けた者及び会長の推薦を受けた者とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。

## (役員)

第6条 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 監 事 2人

2 役員は、委員の互選により定める。

3 役員の任期は、委員の任期による。

4 役員は、再任されることができる。

5 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (役員の仕事)

第7条 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順に従いその職務を行う。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

## (顧問)

第8条 推進委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、推進委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

## (会議)

第9条 推進委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (経理)

第10条 推進委員会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 推進委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 推進委員会の事務局は、産業観光部商業観光課内に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 第5条第2項の規定にかかわらず、推進委員会の最初の委員の任期は、平成16年4月24日までとする。
- 2 この規約は、最初の推進委員会の会議の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第9条第1項の規定にかかわらず、最初の推進委員会の会議の招集は、小山市ブランド創生協議会の会長が行う。
- 4 第10条第2項の規定にかかわらず、推進委員会の初年度の会計年度は、最初の推進委員会の会議の日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 5-3. 第3期「おやまブランド」創生・発信推進計画策定市内プロジェクト設置要領

第3期「おやまブランド」創生・発信推進計画策定  
市内プロジェクト設置要領

## (設置)

第1条 第2期「おやまブランド」創生・発信推進計画は、平成30年度にて、計画期間を終えることから、第3期「おやまブランド」創生・発信推進計画を策定し、その推進を図るため、第3期「おやまブランド」創生・発信推進計画策定市内プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画に関し必要な事項。

## (組織等)

第3条 プロジェクトは、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長には市長、副委員長には副市長の職にあるものを持って充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、プロジェクトは、必要があると認めるときは、プロジェクトの委員に本市に関連する機関等の事務局長等の職にある者を加えることができる。

## (会議)

第4条 プロジェクトの会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 プロジェクトは、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第5条 プロジェクトの所掌事業を補佐するため、第3期「おやまブランド」創生・発信推進計画策定市内プロジェクト幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には産業観光部長の職にある者をもって充て、副会長は幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の幹事に本市に関連する機関等の課長等の職にある者を加えることができる。
- 6 幹事会は、特に必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、

その意見を聞くことができる。

- 7 幹事会は、その会議の結果等をプロジェクトに報告するものとする。
- 8 幹事会の庶務は、産業観光部商業観光課ブランド創生推進室において処理する。
- 9 この条に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、産業観光部商業観光課ブランド創生推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長 副市長 教育長 総合政策部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業観光部長 産業観光部次長 建設水道部長 都市整備部技監 都市整備部長 教育部長
--

別表第2 (第5条関係)

産業観光部長 産業観光部次長 総合政策課長 渡良瀬遊水地ラムサール推進課長 文化振興課長 男女共同参画課長 市民生活課長 地域包括ケア推進課長 健康増進課長 農政課長 商業観光課長 工業振興課長 建設政策課長 道路課長 都市計画課長 水と緑の推進課長 生涯学習課長 生涯スポーツ課長
---



## 5-4. おやまブランド認定要領

## おやまブランド認定要領

## (目的)

第1条 この要領は小山ブランド創生協議会（以下「協議会」という。）が、小山市で生産された優れた産品を「おやまブランド」として認定にあたり必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において「認定品」とは、小山市で生産、製造された特色ある産品を、事業者等（以下「申請者」という。）の申請に基づき、認定基準による審査を経て、市長が「おやまブランド」として認めた産品のことをいう。

## (認定基準)

第3条 「おやまブランド」として認定するための審査基準を、次に定める。

## 1 食品・菓子類・地酒等

(1) 小山市の産物が主たる原材料であることを原則とし、安全で安心な産品のもの。産品の性質上、一部にしか使用していないものは、「協議会」において協議決定する。

\* 安全で安心な産品とは、食品衛生法等の法的要件を満たしていることは当然のこと、小山市が誇るブランドに相応しい安全性の確保に努め、消費者の安全・安心を第一に追及したもの。

(2) 継続的に市場へ供給され、売り上げ実績があるもの。

(3) 試食、試飲の結果、特に優れた味わいを有すると認められるもの。

## (4) 食品別基準

① おやま和牛については、黒毛和牛のA3～A5のみとする。

② 地酒については、小山市の米や水を使用したもの。

③ 菓子については、小山市の地名、まつりの名称など、特に、「開運のまちおやま」にちなみ、こだわりの名称を付したもの。

以上、(1)～(3)の条件を満たすもの。及び(4)のいずれかに該当する場合は、その条件を満たすもの。

## 2 伝統工芸・芸能

(1) 国や県・市の伝統工芸（有形・無形文化財）になっているもの。

(2) 郷土に根ざしたものの、または小山市にしかないもの。

(3) 全国的に知名度を誇る等、小山市のイメージアップに寄与するもの。

以上、(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

## 3 史跡・観光

国、県、市指定の史跡や文化遺産などが多数あるため、1つ1つにブランドをつけるのではなく、(史跡・文化遺産)、(花・思川桜)、(イベント・まつり)3つの大枠で再構築したもの。(いくつかの史跡、花、イベント等で組み合わせたものを基準とする)

## 4 工業

- (1) 小山市内に工場・もしくは本社機能を有していること。
- (2) 日本を代表し、世界的な水準にある技術、製品であること。
- (3) ほかに類をみない、先端技術、製品であること。

以上、(1)に加えて、(2)、(3)のいずれかに該当するもの。

#### 5 その他

- (1) 小山市をアピールするキャラクター(着ぐるみ)のブランド申請があった場合、「協議会」で承認されたものは、小山ブランド公認キャラクターとする。

#### (認定品の申請)

第4条 「おやまブランド」の選定を受けようとする申請者は、「協議会」に申請する。

- 2 食品・菓子類・地酒等の申請にあたっては、申請者は、原材料の一覧・仕入先・年間売上実績などを「協議会」の指定する日までに報告し、「協議会」は、製造場所の現地調査を実施する。
- 3 新商品の申請については、継続的に市場へ供給されるか確認するため、1年間の申請期間を設ける。  
申請者はその商品を「おやまブランド申請中」として1年間販売し、その売り上げ実績を市長へ報告する。

#### (審査・決定)

- 第5条 市長は前条により申請された産品を、認定基準に基づき「協議会」において審査する。
- 2 「協議会」の審査の結果に基づき、「おやまブランド」として市長が決定する。
  - 3 市長は、認定者におやまブランド認定証を交付するとともに、認定者及び認定品についての情報を公表する。

#### (認定品の表示・販売)

第6条 認定品には包装等に「小山ブランド創生協議会認定」と表示するか、「ブランドピンキーシール」を貼り、原則おやまブランド発信拠点である「道の駅 思川」や「まちの駅 思季彩館」で販売する。

#### (認定の有効期間)

第7条 認定を受けた日から3ヶ年を経過した日が属する年度の末日までとする。

#### (認定の変更)

- 第8条 認定者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直ちに市長に届け出る。
- (1) 認定品の名称を変更したとき
  - (2) 認定者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
  - (3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき

#### (再認定)

第9条 「認定品」の再認定を受けようとする場合は、市長が指定する期日までに新たに認定申請の手続きをしなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定品が次のいずれかに該当すると認めるときは認定を取り消すことができる。

- (1) ブランドの認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 申請内容に偽りがあったとき。
- (3) 生産販売数等に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 認定者による取消しの申し出があったとき。
- (5) 認定品の生産・製造若しくは販売を中止または廃止したとき。
- (6) 年間生産販売数調査の提出がなかったもの。
- (7) その他、おやまブランド品として相応しくない事項があったもの。

(認定者の責務)

第11条 認定者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に「おやまブランド」のイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、おやまブランドの認定その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月から施行する。

5-5. 第2期の各課事業の検証

1 農畜産物・本場結城紬をはじめとする伝統工芸のまち

1-1 既存ブランド選定品の拡充・展開

■「おやま和牛」の各種商品展開

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
「おやま和牛」の各種商品展開	△	→	○	●	→	農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>市場で高い評価を得ている「おやま和牛」について、取扱精肉店、商品開発における協力企業及び商業観光課等と連携しながら、低コストで素材の良さを活かした商品の開発に向けて検討していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>肉汁グランプリ等の各種イベントや学校給食で、「おやま和牛」の認知度は向上しているものと思われる。今後も引き続き、<u>生産者、生産者団体、取扱精肉店、飲食店等と連携し、商品開発及びPR</u>を行っていく。</p>						

■酒蔵との協働による地元の酒の普及促進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
地酒統一ブランド「小山評定」の継続	△	○	→	◎		商業観光課 農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>地酒統一ブランド「小山評定」の更なる品質の向上及び消費拡大を図るうえで、小山産酒米の作付けを推進する。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>小山の水、小山の米でつくられる地酒統一ブランド「小山評定」は市内4つの蔵元で生産され、それぞれ特徴が異なり、味を競っている。<u>酒米は生産が難しく生産農家が少ないこと</u>から、高い品質確保のため、それぞれの酒蔵が独自に市内酒米農家と信頼関係を築いて酒米を確保している。また、県等と連携し、<u>酒米栽培の技術的支援</u>を行っている。</p>						

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
酒蔵との協働による地元の酒の普及促進	○	→	→	◎		商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>「おやまの地元の酒の普及促進に関する条例」に基づき、酒蔵等が地元の原材料を使用し、精魂込めて作り上げている地元の酒の普及促進を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成26年4月1日「おやまの地元の酒の普及促進に関する条例」を制定し、普及促進を進めている。市内の<u>5つの蔵元の参加による「おやま酒蔵まつり」</u>は、平成28年度より会場を<u>小山御殿広場に移し、美味しいおやまブランドを酒の肴に「おやまの酒」を楽しんでいただけるイベントとなっている。</u> また、平成26年～28年は<u>小山駅東西自由通路「さくら道」</u>において、<u>おやまの地酒アンテナショップ「酒久楽」</u>が毎週金曜日開催された。</p>						

### ■うどんのまちの創生と推進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
イワイノダイチの利用促進及び統一メニューの推進	○	→	◎			商業観光課 農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>豊かな水と肥沃な大地が育て上げる上質な小麦粉「イワイノダイチ」を使用した「小山うどん」を市内外の人に周知し、小麦の里である「うどんのまち小山」のブランド化を目指す。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>「イワイノダイチ」はうどんに適した小麦であることから、うどんを地域の名物料理とすべく、市内うどん店に呼び掛け「<u>開運小山うどん会</u>」を設立した。「イワイノダイチ」を5割以上使用しつけ汁で食べるうどんを「<u>開運小山うどん</u>」と定義し、開運小山うどんまつりの開催や市内外へのイベント参加、<u>うどん打ち講習会の開催</u>を通して浸透に努めている。平成27年11月17日には「<u>開運小山うどん</u>」がおやまブランドに認定された。</p>						

■スイーツのまちづくり展開

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
スイーツ店の発信	△	○	→	◎		商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>本市には和菓子店の他にも洋菓子店も数多く出店している。また、和菓子店でも洋菓子風な菓子の販売を行っている。そのようなことから、和菓子にとらわれずスイーツのまちとして展開し市内外にPRしていく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p><u>菓子の組合との連携</u>について、協議を行ってきたが、<u>具体的な取り組みには至っていない</u>。</p>						

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
おやまスイーツの創作と発信	△	○	→	◎		商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>小山産の材料にこだわった、各店自慢の「おやまスイーツ」を創作してもらう。「おやまスイーツ」が揃ったら、「おやまスイーツ」の競演となるスイーツまつりを開催し、市内外に発信する。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>小山産の食材を使用した7品目の菓子類、はとむぎを使用したジェラートがおやまブランドに認定されている。</p> <p>また、<u>新たなブランドの創生</u>として取り組んでいる、桑の実や桑の葉を使用したデザートが店頭で提供されているほか、クッキー・ラスク・フィナンシェ・シュトーレン等の焼き菓子も<u>各種イベントで販売</u>することで市内外に発信している。</p>						

## 1-2 新しい産品や利用法の開発

## ■小山いちごのブランド展開

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
小山いちごのブランド展開	△	→	○	→	◎	農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>新品種スカイベリーを含む小山産のいちごについて、県・農協等と連携し、一層のブランド力強化を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>県産いちごのブランド価値向上と更なる発展のため県が行っている『<u>「いちご王国」プロモーション</u>』事業等と連携し、市内外にPRを行い、ブランド力の強化を図っている。また、小山産いちごの生産量は県内上位であり、高品質で市場で高い評価を得ている。新品種である<u>スカイベリーは、作付農家13戸、作付面積4.3haまで増加している。</u></p>						

## ■地元食材を使った料理などのイベント展開

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
おやま元気あっぷグルメ選手権の開催	○	→	◎	●	→	農政課 商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>小山産の食材や加工品を使用したご当地グルメを発掘し、「おやま元気あっぷグルメ選手権」や「とちぎ元気グルメまつり」などのイベントでおやまのご当地グルメを発信していく。行政主体のイベントではなく、多くの協賛団体や協力企業を募り、官民協働による地産地消を推進していくために効果的なネットワークの構築を検討する。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>「おやま元気あっぷグルメ選手権」で優秀な成績をあげたご当地グルメが、「<u>栃木元気グルメ選手権</u>」に出場し、<u>グランプリ、準グランプリ</u>に輝いた。「おやま元気あっぷグルメ選手権」は平成27年から「おやまグルメフェスタ」、平成29年からは「<u>うまいもの小山評定</u>」と名称を変え、平成30年は「おやま開運まつり」「開運小山うどんまつり」と同時開催とし、小山の<u>食と歴史を堪能できる幅広い内容のイベント</u>となり、2万人の来場者を集めた。</p>						

■地域の産品や新たな調理法による健康メニューの提案

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
地域の産品や新たな調理法や、組み合わせによる健康メニューの提案	○	→	◎	●	→	農政課 健康増進課
<p><b>□第2期計画における方針</b></p> <p>小山の食材を使用した新たな料理、健康メニューを市民に広く普及していくため、今後も料理教室等で多くの受賞作品レシピを取り入れ、広報や市HPにもレシピを掲載していく。メニューの考案や普及については、<u>外食産業や企業の協力を得て官民協働で推進していく</u>。そのために効果的なネットワークの構築を検討する。</p>						
<p><b>□現在の目標達成の状況</b></p> <p>毎年、<u>おやま健康料理コンクール</u>で入賞したメニューについて、<u>広報・市HPにレシピを掲載</u>。H29年度には、<u>過去の入賞メニューをレシピ集としてまとめ</u>、市民に健康メニューとして周知を図った。</p> <p>また、<u>小山産のはとむぎが内閣府次世代農林水産業創造技術開発の実証研究対象となったこと</u>を受け、<u>「健康長寿はとむぎ100歳を目指すプロジェクト」</u>を設立。生産・加工・調理・販売・啓発について各関係団体等と協議を行い、2月に実証研究成果報告講演会を予定している。</p>						

■農産物及び加工品のブランド化の積極的推進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
農産物及び加工品のブランド化の積極的推進	△	→	○	→	◎	農政課
<p><b>□第2期計画における方針</b></p> <p>二条大麦（ビール麦）、トマト及びレタスなどは県内屈指の産地であることから、6次産業やアグリビジネス創出事業の補助金を活用して加工品を創出するとともに、農協等と連携しながらブランド化を積極的に推進する。</p>						
<p><b>□現在の目標達成の状況</b></p> <p>国の「総合化事業計画」の認定を受け6次産業化に取り組んでいる事業所が6事業所。市の単独事業である「<u>小山アグリビジネス創出事業</u>」では、平成27年度から延べ15事業所が新商品の開発に取り組んでおり、<u>ブランド化を目指している</u>。</p> <p><b>【H30年度】</b></p> <p>小山アグリビジネス創出事業認定者 6件</p>						



■はと麦茶などの健康づくりにつながる新製品づくり

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
はと麦茶などの健康づくりにつながる新製品づくり	△	→	○	→	◎	農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>生産量の減少に歯止めをかけるため、生産農家を支援していく。小山産はと麦を使用した新製品の開発に向け、関係団体と連携し、検討していく。</p> <p>また、小山産なたね油においては、学校給食での使用を通じた地産地消を更に進めるとともに、ノーマルオイルをはじめ全国的に貴重とされる非焙煎コールド製法によるヴァージンオイルについて、エルシン酸を含まない身体にやさしい小山産なたね油を広くPRすることにより事業の振興を図るとともに、販路拡大にも積極的に取り組んでいく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>はとむぎの生産面積は平成29年度71.5haと大幅に拡大し、<u>全国トップクラスの生産量</u>となっている。また、「健康長寿 はとむぎ100歳を目指すプロジェクト」にて、生産・加工・販売・啓発まで総合的に検討、支援を行っている。</p> <p>小山産<u>なたね油</u>については、菜種の生産から搾油、販売まで<u>事業展開</u>し、学校給食での使用、また道の駅思川、まちの駅思季彩館、よつば生協等や<u>各種イベント</u>において、PRや販売促進活動を行っている。</p>						

1-3 本場結城紬をはじめとする歴史ある伝統工芸品

■ユネスコ無形文化遺産「本場結城紬」の復興振興

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
ユネスコ無形文化遺産「本場結城紬」の復興振興	○	→	→	◎	●	工業振興課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>本場結城紬復興振興5カ年計画に基づき、「本場結城紬」の小山産繭からの一貫生産体制の構築、後継者の確保・育成に努める。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>本場結城紬の伝統技術を後世に確実に継承するため、「<u>紬織士</u>」という職種を設け、平成26年4月1名、平成30年4月1名を採用し、現在技術習得研修を行っている。</p> <p>また、平成30年3月に「第2期小山市本場結城紬復興振興5カ年計画」を策定し、計画に基づき、重点プランを中心に施策を履行している。なかでも<u>小山産繭からの一貫生産体制</u>については、特に袋真綿の部分について、市内で製作できるよう努めている。</p>						

■歴史に育まれた各種工芸品のブランド展開

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
歴史に育まれた各種工芸品のブランド展開	○	→	→	◎	●	商業観光課 工業振興課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>小山市の豊かな自然環境と歴史の中で育まれてきた数々の伝統工芸品を「おやまブランド」と選定しPRすることで、その価値を全国に広める。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>「おやまブランド」であり、ユネスコ無形文化遺産に登録された、市の伝統産業「本場結城紬」については、本場結城紬の産地小山をアピールする小山産繭を使用した結城紬を制作した。「おやま本場結城紬クラフト館」で常設展示しているが、イベント（東京圏で開催した着心地体験など）でも使用し、PRに活用している。</p> <p>その他小山の伝統工芸品普及の取組みとして、栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」小山市企画展でのPRや下野人形による「流しびな」の開催などにより発信を図った。平成30年4月にはNHK Eテレで思川桜染が取り上げられた。</p>						

## 2 歴史・開運のまち

## 2-1 「開運のまち」をキーワードとした歴史ブランド展開

## ■開運ゆかりの地、散策コース設定と案内・解説整備

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
開運ゆかりの地、散策コース設定と案内・解説整備	△	→	○	→	◎	生涯学習課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>小山市には、優れた歴史遺産が数多く残されており、これらの貴重な文化遺産を資源として整備を行ない、歴史の流れを体感できるようにする。</p> <p>地域に残された歴史的事実を調査・整理することにより、郷土の誇りある文物のブランド化を検討していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>国史跡摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館を平成30年4月に開館し、市民大学で養成したボランティアによる解説を実施している。平成28・29年度に「間々田のジャガマイタ」の調査を実施し、報告書としてまとめた。</p>						

## ■「開運のまち」を全国へ発信するイベントの開催

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
「開運のまち」を全国へ発信するイベントの開催	○	→	→	◎	→	文化振興課 商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>「開運のまちおやま」のブランドを広くPRするため、「開運まつり」、「小山一夜御殿まつり」等のイベントを継続して開催する。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>「開運のまちおやま」のブランドを広くPRするため、「おやま開運まつり」等のイベントを継続して開催する。</p> <p>平成23年度から毎年多くの来場者を迎え小山評定講演会・再現劇を実施し、「開運のまちおやま」を市内外に広く周知することができた。平成30年度は、28 武将中12人目、池田輝政公の紹介を予定している。</p>						

■ 中世小山一族の探究・普及

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
中世小山一族の探求・普及	○	→	→	◎	→	文化振興課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>本市の礎を築いたとも言うべき中世関東の名族・小山一族の探究を推進します。講演会の開催、パンフレットの作成、研究報告書の刊行などにより、普及を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p><u>パンフレット</u>「中世小山一族」や「小山の歴史」等を刊行し、普及啓発活動を継続している。</p> <p>平成30年度は、小山義政公が鷲宮神社に奉納した太刀のレプリカを作成し「<u>歴史のまちづくり</u>」のシンボルとするとともに、関連イベントを開催し更に周知を図っていく。</p>						

## 2-2 地域の歴史の発見・掘り起こし

## ■ 祇園城跡地の再生整備

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
祇園城跡地の再生整備	○	→	→	◎	→	文化振興課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>小山の歴史を迫体験できる場の形成を目指して、整備を実施する。遺構の表示のみでなく、関連イベント等が円滑に実施できるよう、復元方法に配慮する。</p> <p>また、協力諸団体の育成に努め、「わがまちのわが歴史遺産」としての自意識の向上を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>小山御殿広場については、平成26年度にその保存整備が完了し、市民の歴史学習に寄与している。また、様々なイベント会場として活用しており、<u>中心市街地活性化の拠点</u>となっている。</p>						

## ■ 古墳・史跡などの整備

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
古墳・史跡などの整備	○	→	●	→	→	生涯学習課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>史跡整備に向け、用地の確保、補助金の導入時期など、整備スケジュールを検討していく。琵琶塚・摩利支天塚古墳は国史跡であることから、国・県との協議も必要である。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成28年度から国庫補助金を導入し、摩利支天塚・琵琶塚古墳等整備事業を開始し、平成30年4月に国史跡摩利支天塚・琵琶塚古墳<u>資料館を開館</u>した。現在も事業継続中である。</p>						

3 思川・思川桜・渡良瀬遊水地のまち

3-1 母なる川「思川」の活用

■思川の景観整備の推進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
思川の景観整備の推進	◎	→	○	→	→	都市計画課 水と緑の推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>市の中心部に位置する立地条件の良さからも、都心部の重要なアメニティ空間として市街地との連携を密にし、市民の「生活風景の一部」とするべく取り組みを進めていく。 観晃橋下流思川左岸の芝張約6,000㎡を実施する。思川豊田緑地の整備を推進する。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>観晃橋下流思川左岸（思川アプローチ前芝生広場）の芝張については、平成26年度に完了しています。また、<u>思川豊田緑地</u>については、平成29年度までに基本設計が完了し、平成30年度はこの基本設計を基に<u>段階的整備</u>を行うため、河川管理者と協議を進めていく。</p>						

■思川堤サイクリングロードの整備

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
思川堤サイクリングロードの整備	○	→	→	◎	→	建設政策課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>堤防上の管理用道路を兼ねた形の道路として順次整備推進を図っていくことを県に要望していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>毎年3回、整備推進を県へ要望しており、平成29年度は豊穂川の樋門の完成に伴って、<u>サイクリングロードの分断が解消</u>し、平成30年度は観晃橋下流右岸の堤防200mについて、<u>舗装工事が実施</u>された。</p>						

## ■清流思川の表象のブランド化

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
清流思川の表象のブランド化 「おやま思川アユまつり」の実施	○	→	→	→	→	都市計画課 水と緑の推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>「おやま思川アユまつり」は実行委員会形式で、地元関係団体と行政で協力して運営している。地域主体のイベントとして、地元の方の参加をさらに積極的に進めていきたい。ボランティア団体による清流思川の発信。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>思川をより魅力的に感じてもらうため、魚のつかみどりなど開催しており、毎年、募集定員（約1,000名）を超える申し込みがあり、<u>夏のイベントとして、定着している。</u></p> <p>また、毎年度、「思川に思いをはせる会」がイベントに参加し、思川水族館の展示等を行い思川の魅力を発信している。</p>						

## ■「思川温泉」のさらなる活用

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
「思川温泉」のさらなる活用	△	○	→	◎		商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>市内最大のショッピングモール「ハーヴェストウォーク」と一体となって新たな誘客を図るとともに、日帰り温泉の他に滞在型温泉施設としての活用を推進していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>市内最大のショッピングモール「ハーヴェストウォーク」や映画館シネマハーヴェストウォークと一体となって新たな誘客を図るとともに、日帰り温泉の他に滞在型温泉施設としての活用を推進している。</p> <p><u>市外からの誘客事業において思川温泉を立ち寄り先に組み入れている。</u></p>						

3-2 「思川桜」でまちを彩る

■植樹が進む「思川桜」のさらなる展開・拡充

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
植樹が進む「思川桜」のさらなる展開・拡充 「思川桜の苗木」配布と植樹本数の拡大	○	→	→	◎	→	道路課 水と緑の推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>今後も苗木配布は実施せず、異なる手法で展開していく必要がある。植樹は、130本(H26)、100本(H27)、100本(H28)、100本(H29)、100本(H30)、400本(H30~)、実施済みとあわせて合計で2,510本となる予定。産学官連携による「思川桜」のさらなる展開・拡充や「桜の里親制」の健全化及び継続化などを検討していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p><u>植樹実績</u> H26(146本)、H27(154本)、H28(76本)、H29(75本)、H30 予定(100本) H30年度まで目標 530本、実績 551本</p>						

■イベントの拡充とPR

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
イベントの拡充とPR	○	→	→	◎	→	道路課 商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>これまでの取り組みを引き続き継続していくとともに、壮大になった思川桜堤を観光の名所としてPRし、イベントを開催するなど市内外から誘客を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>おやま思川桜マラソン、おやま桜まつり、ブランドまつりや桜の里親募集による<u>思川桜のPRを実施</u>している。</p>						



## ■ 「思川桜」と「菜の花」による、花の絨毯づくり

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
「思川桜」と「菜の花」による、花の絨毯づくり	○	→	→	◎	→	道路課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>思川の有効活用と、思川沿いで発見された市の花である小山市原産の小山ブランド「思川桜」を生かして、より一層魅力的な川の風景と市民に親しまれる思川となるよう思川桜堤の整備を進める。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成29年度末現在で、<u>2,061本の思川桜の植栽</u>を実施。平成30年度は、100本を植樹する予定。</p> <p>菜の花については、平成19年度実施。その後は堤防の防災上よくいないため<u>ヒガンバナにて景観向上</u>を行っている。</p>						

3-3 渡良瀬遊水地の賢明な活用の3本柱

■治水機能確保を最優先とした「エコミュージアム化」

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
渡良瀬遊水地第2調整池のエコミュージアム化に伴う調査検討業務	△	→	○	→	→	建設政策課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>国土交通省が渡良瀬遊水地第2調節池の掘削により整備する「浅い池」、「深い池」、それらをつなぐ「水路」等を活用し、そこに園路や木道等を整備し、東京圏の小中学生や、親子連れ、ハイカーなどに、自然観察や自然体験の場を提供する「エコミュージアム」として、「多くの人を呼び込み」、本市の地域振興を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成27年3月に「<u>渡良瀬遊水地第2調節池エコミュージアム基本計画</u>」を策定し、みんなで「創る」、「活用する」、「育て・支える」の取り組みの3本柱を設定して、推進に努めている。平成30年度に、国の掘削に係る「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」が改訂されることから、<u>エコミュージアム基本計画の見直しが必要</u>である。</p>						

■トキ・コウノトリの野生復帰

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
トキ野生復帰基本構想を策定する	△	→	○	→	→	渡良瀬遊水地 ラムサール推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>「ふゆみずたんぼ」を活用し、トキやコウノトリの餌となるドジョウやカエル、小魚などが年中生息できる環境整備を推進する。今後の「トキ保護増殖事業計画」の改定時期に合わせ、関東初のトキ分散飼育を実施する自治体を目指す。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>ふゆみずたんぼの活用や渡良瀬遊水地での湿地保全活動、人工巣塔の設置等で、<u>採餌環境や営巣環境を整備</u>したことにより、<u>コウノトリが長期滞在</u>している。現在の状況等から、当面の間、コウノトリの<u>定着に向けた取組みに重点</u>をおくこととし、トキの分散飼育の実施は見直しが必要である。</p>						

■環境にやさしい農業を中心とした地場産業の推進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
ラムサールふゆみずたんぼ米販売活動	○	→	→	◎	●	農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>栽培戸数を増やし、米の生産量も増加する予定である。今までの販路に加えて、安定的な販売が可能な飲食店関係や、インターネットを活用した販売を予定している。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p><u>生産農家は平成24年度開始当初の9戸から、13戸に増加した。</u>市内の酒蔵への大量一括販売や、有機農産物を積極的に取り扱う「よつ葉生協」への販売などにより、<u>需給バランスは現在良好</u>である。</p>						

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
ラムサールホンモロコ販売活動	○	→	→	→	◎	農政課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>生産戸数・量の増加を見込んでおり、供給量を十分確保できるようにする。また、年間通してホンモロコが販売できるよう急速冷凍施設の利用を検討している。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p><u>生産農家は3戸、養殖池面積は27aに拡大した。</u><u>道の駅思川に加工施設を整備し魚介類販売業の営業許可を取得したことにより、冷凍販売が可能となり、平成30年12月より冷凍販売を開始した。</u></p>						

4 ハンドベル・花火の市民文化のまち

4-1 ハンドベルで世界に発信、市民が奏でる天使のメロディ

■「ハンドベルのまちおやま」を全国へ発信

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
「ハンドベルのまちおやま」を全国へ発信	○	→	→	◎	→	文化振興課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>今後も取り組みを続けていくことで、ハンドベルの魅力を伝え、ハンドベルの音色の響くまちづくりを進める。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>毎年10月第3日曜日に「<u>ハンドベルフェスタ in OYAMA</u>」を開催、おやまブランドまつりへの参加、市内外の施設で慰問演奏等を実施。また、<u>ハンドベルによる小山市歌を庁内で放送</u>している。</p>						

## 4-2 心豊かで、活気のある文化都市小山の推進

## ■歴史や伝統に基づく小山らしさのあふれた文化芸術の継承

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
市民能「小山安犬」・市民オペラ「小山物語」の再演	○	→	→	→	○	文化振興課
<input type="checkbox"/> 第2期計画における方針 先人から受け継がれた貴重な歴史や伝統に基づく小山らしさのあふれた文化芸術を、伝え継承していく。						
<input type="checkbox"/> 現在の目標達成の状況 <u>市民能「小山安犬」の再演は、平成31年2月23日（土）に公演する。市民オペラ「小山物語」は平成31年12月公演開催に向けて関係団体と調整し、準備をしていく。</u>						

4-3 関東一を誇る小山の花火や多くのイベント

■おやまサマーフェスティバルのさらなる発展

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
おやまサマーフェスティバルのさらなる発展	△	○	→	◎	●	商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>小山を代表する、歴史ある「花火大会」をさらに充実させ、より多くの集客を目指すとともに、前夜祭の「オープニングカーニバル」についても魅力あるコンテンツで集客を図り、市をあげた一大イベント「おやまサマーフェスティバル」のさらなる発展を目指す。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>東京から新幹線で42分の小山駅から500mの恵まれた立地利便性を誇る市役所西側駐車場及び観晃橋下流思川河畔を会場に、市内外から多くの人々が訪れる「小山の花火」では、企業からの「協賛花火」、市民の協賛による「市民花火」、「ナイアガラ瀑布」を頂き<u>盛大に開催</u>されている。</p>						

■魅力ある多くのイベントで賑わいの創生

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
既存イベントの統合と内容の充実を図り、来場者数の増加を目指す	△	→	○	→	◎	商業観光課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>既存イベントの効果的な統合を図るとともに、食をテーマとした「グルメ選手権」、「うどんまつり」など、魅力的なイベントを実施する。また、伝統行事である「ジャガマイタ」、「思川の流しびな」などを大々的にPRすることで来場者数の増加につなげる。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>「小山評定」にちなんで、「開運のまちおやま」を発信する「<u>小山開運まつり</u>」、開運小山うどんの普及を図る「<u>開運小山うどんまつり</u>」市内外のご当地グルメの競演である「<u>うまいものおやま評定</u>」を平成30年10月14日に小山御殿広場において同時開催した。小山の歴史とうどんとグルメを堪能できる幅広い内容のイベントとなり、1日のみの開催にもかかわらず、<u>約2万人の集客</u>を集めた。</p>						

## 5 男女共同参画のまち

## 5-1 女性が活躍し、ともに生きる「市民力」のまち

## ■女性の政策・方針決定過程への参画

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期 29-30	長期 31~	担当課
	26	27	28			
各種審議会等委員に占める女性の割合拡大	○	◎	○	→	→	男女共同参画課
<p><b>□第2期計画における方針</b></p> <p>女性の社会参画を促進するためには、政策・方針決定の場に女性が参画し意見が反映されることが必要である。そのため、今後も登用率の低い審議会等への女性登用を要請していくとともに、男女共同参画の意識啓発やワーク・ライフ・バランスをはじめとする環境整備に、関係団体や推進員と協働で取り組んでいく。</p>						
<p><b>□現在の目標達成の状況</b></p> <p><u>女性登用率を40%以上、女性委員のいない審議会等を解消</u>することの目標に対し、H30年は、40.3%、女性委員のいない審議会はゼロとなっている。</p>						

6 ボランティアのまち

6-1 「ボランティアの力」で地域を育てる、協働のまち

■ ボランティアの充実による市民協働のまちづくり

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
ボランティアの充実による市民協働のまちづくり	△	○	→	◎	●	市民生活課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>市民協働の推進を図るためには、市民主体の自主的活動を支援することが重要である。そのためには、市民活動センターの管理運営体制を住民主導とし、ボランティアを始めとする多くの市民活動に対応できるように改善を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成27年度から<u>指定管理者制度を導入</u>し、民間活力による情報の収集・発信、市民との協働・連携による自主事業の実施等をしている。<u>施設の利用者数や登録団体数も増加傾向</u>にある。</p>						

■ ボランティア活動による、地域活性化や社会貢献

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
ボランティア活動による、地域活性化や社会貢献	◎	●	→	→	→	市民生活課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>市民協働のまちづくり推進事業補助金は、幅広い市民活動に対応できるように見直しをすることにより、対象範囲を拡大し、より多くの団体に利用していただき、市民活動を通じて地域の活性化を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>市民協働のまちづくり推進事業補助金を見直し、平成26年度から<u>市民活動推進事業補助金として実施し、交付団体数・交付金額ともに大幅に増加</u>している。(年度平均5.6団体・約36万5千円の交付)</p>						



## ■ 団塊の世代の力と新しい発想による地域リーダーの育成

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
団塊の世代の力と新しい発想による 地域リーダーの育成	○	→	→	◎	●	市民生活課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>団塊の世代の市民活動への参加は、全国的にも拡大している。今後は、学生を中心とした若い世代を取り込むことで、団塊の世代の豊富な経験や知識と若者たちの斬新な発想を融合させることで、地域リーダーの育成を図る。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>傾聴ボランティア講座や、高齢者や学生の元に出向いてボランティアの啓発や実践について学ぶ<u>ボランティアキャラバン等</u>を実施し、<u>ボランティアの創出と育成</u>を行った。</p>						

7 スポーツ・健康のまち

7-1 スポーツで市民の健康づくり「スポーツ立市」

■全国レベルのスポーツマン育成・支援

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
トップレベルの選手の育成・支援	△	○	→	●	→	生涯スポーツ課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>(仮称) 小山市トップアスリート支援事業を設置し、今後も小山市から世界レベルの選手を輩出できるよう、未来のトップアスリートを目指す若者を支援する体制を整備する。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>①各スポーツ大会(関東・全国・国際)へ出場した市内在住の小・中学生、高校生、大学生に対して、<u>出場祝金を交付し支援</u>している。</p> <p>※実績 H27→172件 3,617千円  H28→243件 6,545千円  H29→184件 3,985千円  H30→172件 3,845千円(11月29日現在)</p> <p>②各スポーツ分野の<u>専門家を市内小・中学校へ派遣し、実技指導</u>などを行っている。</p> <p>③<u>プロスポーツ交流</u>として、リンク栃木ブレックスのバスケットボールクリニック、栃木SCのサッカー教室を実施している。</p> <p>④<u>未来のトップアスリートを育成</u>するために、スポーツトレーナーを派遣し、指導者向け研修会を開催している。</p>						

## ■市民一人1スポーツで健康市民都市実現

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
スポーツプログラムの開発とスポーツ環境の整備	△	○	→	◎	●	生涯スポーツ課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>おやま思川ざくらマラソン大会と学校体育施設夜間開放については、事業が安定してきたので今後はさらに市民が気軽に参加できるプログラムの開発や市民の要望をいかしたスポーツ環境の整備を中心に取り組んでいく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>学校体育施設夜間開放やおやま思川ざくらマラソン大会については、<u>事業が安定</u>してきており、マラソンでは市民先行受付やフルマラソンの実現など<u>市民のニーズに合わせ事業を展開</u>している。</p>						

## ■市民スポーツ・レクリエーションフェアなどスポーツ普及の取り組み

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
おやまスポーツ・レクリエーションフェアの充実	△	○	→	◎	●	生涯スポーツ課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>おやまスポーツ・レクリエーションフェア参加者の拡大を目指し、小・中学校の「ドッジビー大会」の参加児童生徒増員のために、各学校に大会の啓発に向く。また、バスケットボールから今流行のフットサルに変えるなど、時代や参加者のニーズに応えられるようなニュースポーツの導入や魅力あるイベントを企画していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>おやまスポーツ・レクリエーションフェアのうち<u>小中ドッジビー大会をメインとして実施し、競技として定着</u>してきている。また H29 年度にはボールゲームフェスタとして<u>4種目の球技教室を実施</u>した。</p>						

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31～	
スポーツ・レクリエーション教室の充実	△	○	→	●	→	生涯スポーツ課
<p><b>□第2期計画における方針</b></p> <p>今後も需要が高まると思われるので、ニュースポーツの用具の整備とスポーツ推進委員等を対象とした指導者の養成を図りたい。また、専門競技に関するスポーツ教室をさらに充実させられるようにしたい。</p>						
<p><b>□現在の目標達成の状況</b></p> <p>高齢者を対象とした出前講座や夏休みの学童保育、親子レク等でニュースポーツの需要が高まっている。定期的に行っている団体も増えてきている。依頼の多い中、<u>スポーツ推進員が指導できるので、学校関係の親子レク等依頼の際は、指導をお願いし、実施した。</u></p>						

■スポーツ・健康づくりの身近な場所・機会づくり

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31～	
スポーツ・健康づくりの身近な場所・機会づくり	△	→	○	◎	●	健康増進課
<p><b>□第2期計画における方針</b></p> <p>(仮称) 小山思いの森で、子どもから高齢者まで安心してスポーツ・健康づくりを楽しむことができることをイベントの開催や各種スポーツ大会等を通して、広く市民へ伝え、幅広い市民の利用促進・健康増進を図る。</p>						
<p><b>□現在の目標達成の状況</b></p> <p><u>小山思いの森周辺でのコースを設定し、「いきいき健康ウォーク in おやま (おやまのまち de 開運ウォーキングの一環)」のウォーキングの開催や、認知症予防教室におけるウォーキングなど健康づくりや介護予防事業で活用しており、今後も継続していく。</u></p>						

## 7-2 市民みんな健康づくり「健康都市おやま」

## ■小山市民元気あっぷ体操の普及・促進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期 29-30	長期 31~	担当課
	26	27	28			
小山市民元気あっぷ体操の普及・促進	◎	→	●	→	→	健康増進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>市民ボランティアの協力による各種イベントでの体操実技、テレビ小山での放送、DVDの販売を通して、元気あっぷ体操を各世代に広めていくとともに、小学校等への出前講座やキッズ版制作を通して子どもへの普及に努めていく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成29年には、テレビ小山のキッズ版収録に向け、市内学童クラブ等へ<u>元気あっぷ体操の出前講座を行う等</u>子どもへの普及に努め、新たな「<u>小山市民元気あっぷ体操キッズ</u>」メンバーを決定。小山シニア元気あっぷ塾きらり会と一緒に市内で行なわれる様々なイベントで体操を紹介し広める活動を行なっている。また、平成30年6月25日には、市新採用職員をはじめ全職員と市民合同での「<u>おやま市民元気あっぷ体操10周年記念大体操会</u>」を御殿広場で開催した。</p>						

## ■健康づくりのためのウォーキング普及の取り組み

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期 29-30	長期 31~	担当課
	26	27	28			
健康づくりのためのウォーキング普及の取り組み	◎	→	●	→	→	健康増進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>これからも、健康づくりのためのウォーキングを気軽に実践できるよう、「おやまのまちde開運ウォーキング」の継続、各種健康教室等で正しいウォーキングの紹介・指導を実施していく。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>各公民館等主催で年間12回の開催を継続しており、市保健師及び栄養士による各種健康度測定・相談を開催し、日常生活の適切なアドバイスを行っているほか、小山市ウォーキング協会による準備体操をはじめウォーキング指導も併せて行っている。</p> <p>また、健康づくりのためのウォーキングとして、「開運おやま健康マイレージ」の対象事業としている他に、個人で実施するウォーキング等の記録ができる「開運健康通帳」を作成し、積極的な参加を呼び掛け普及に努めている。</p>						

■ 思桜会育成事業推進による、高齢者のためのスポーツの普及

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
思桜会会員による、健康づくりのためのスポーツの普及	◎	●	→	→	→	地域包括ケア推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>単位老人クラブ内での輪投げやグラウンドゴルフの活動状況、練習場所の有無など実施状況を調査し、思桜会大会出場を決めるための地区協議会開催の大会だけでなく、各地区での開催大会数を増やし、身近なスポーツとして定着させ、健康維持・会員同士の仲間づくりに寄与するよう努めたい。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>70%以上の単位老人クラブにおいて、<u>輪投げやグラウンドゴルフの練習を定期的に実施</u>している。また10地区中7地区において、思桜会主催の大会の予選会以外にも輪投げやグラウンドゴルフ等の<u>大会を開催</u>している。</p>						

■ 介護予防体操教室の普及

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
介護予防体操教室の普及	△	○	→	→	◎	地域包括ケア推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>二次予防対象者に、マシンを使用しない筋力向上トレーニングを特別養護老人ホーム6会場で実施しているが、これらを筋力向上体操教室の自主グループ活動として市内6ヶ所に立ち上げ、今後の二次予防対象者の筋トレ卒業者の受け皿とする。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>27年度の介護保険法改正により事業の再編が行われ、「筋力向上体操教室」は廃止となり新制度の中で「<u>いきいき百歳体操</u>」が開始された。これは錘を使った体操で、最終的には各地域で自主グループ化を図る。</p> <p style="text-align: right;">H30年数値目標：2,200名（出典：すこやか長寿プラン2018）</p>						

### ■ 高齢者生きがいボランティアコーディネーターの育成

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
高齢者生きがいボランティアコーディネーターの育成	△	○	◎	→	○	地域包括 ケア推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>高齢者の生きがい活動社会参加を支援する、コーディネーターを育成する講座を実施し、各高齢者サポートセンターに1名ずつ育成する。</p> <p>。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>平成28年度より「<u>小山市生き生き好齢者アドバイザー</u>」を選任し、現在6名の方が、高齢者の社会活動支援に携わっている。また、生き生き好齢者アドバイザーが委員を務める<u>生き生き好齢者育成支援推進事業</u>において実施している<u>高齢者向けセミナー</u>では、ボランティア活動をテーマの1つとして取り上げ、<u>ボランティア体験やボランティア活動に関する学習の機会を提供</u>している。</p>						

7-3 シニア元気あっぷ塾

■シニア元気あっぷ塾の展開による、元気な高齢者づくりの推進

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
シニア元気あっぷ塾の展開による、 元気な高齢者づくりの推進	◎	→	●	→	→	地域包括 ケア推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>高齢者が身近な場所でトレーニングに参加できるよう会場数を増やし、参加人数の増加を図る。平成28年度からは、「(仮称)健康医療介護総合支援センター」においても実施できるように調整を進める。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>トレーニング事業は「健康医療介護総合支援センター」も含め、10会場で実施。26年度は226回/年、延参加者8,482名だったが、<u>29年度は253回/年、14,770名と増加。</u></p> <p style="text-align: right;">H30年数値目標：14,500名（出典：すこやか長寿プラン2018）</p>						

具体的取り組み項目【小項目】	短期			中期	長期	担当課
	26	27	28	29-30	31~	
サポーターの拡大	○	→	◎	●	→	地域包括 ケア推進課
<p>□第2期計画における方針</p> <p>シニア元気あっぷ塾事業を拡大していくには、指導員・準指導員を合わせたサポーターの育成・指導が必要である。今後も本事業が市民協働により実施している趣旨をサポーターに意識付けしさらなる質の向上を図って行きたい。</p>						
<p>□現在の目標達成の状況</p> <p>指導員は13名、準指導員は32名（H29年度実績）となり、ボランティアで高齢者の運動指導を実施している。さらにH29年度より、<u>指導員及び準指導員育成を目的とし、養成講座を開始した。</u></p> <p style="text-align: right;">H30年数値目標：指導員15名（出典：すこやか長寿プラン2018）</p>						